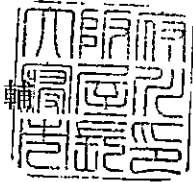


令和 2 年 5 月 27 日

寝屋川市職員労働組合

執行委員長 花澤 理津子 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



夏季闘争重点要求書（回答）

2020年5月19日付、寝市職労第18号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 賃金労働条件については、労使合意で解決をはかり、一方的に実施しないこと。	1 従来どおり、協議、交渉を行う。
2 定員適正化計画にこだわらず、人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において必要な採用を行うこと。	2 人員の確保については、次期定員適正化計画を策定するなど、計画的な採用を図る。 また、令和3年度の職員採用については、職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、職種及び採用人数を決定する。
3 夏季一時金について、職員の生活改善を図る観点から、条例分を上回る額を6月30日までに支給すること。	3、4 令和2年6月の期末・勤勉手当（会計年度任用職員は期末手当のみ）については、条例等に基づき2.22月分（再任用職員については1.175月

<p>4 期末・勤勉手当は期末手当に統一し、全職員に一律 10%加算すること。</p> <p>5 特に賃金の低い若年層や子育て世代の引き上げ・改善を行うこと。</p> <p>6 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。</p> <p>7 夏期休暇について7日間とし、完全取得できるよう対策を講じること。</p> <p>8 勤務時間短縮、休憩取得の確実な保障、実効ある超過勤務縮減、年次有給休暇の取得促進などのとりくみを行うこと。</p> <p>9 新たな管理監督職について、早期に制度化を行うこと。制度化にあたっては、公平性、透明性、専門職員の育成を重視し、前提として生計費原則も踏まえて納得性のあるものとする。</p>	<p>分、会計年度任用職員については 0.5 月分) を標準とし、令和 2 年 6 月 30 日に支給する。</p> <p>5 給与等に関する事項については、情勢適応の原則や均衡の原則の観点から、法令の趣旨等を踏まえ、必要な協議を行う。</p> <p>6 係長に対する時間外勤務手当の支給は行わない。</p> <p>7 夏季休暇については、5 日間とし、取得期間は令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日までとする。</p> <p>8 「誰もが健康に働き、成果を出す精鋭組織」の観点から、長時間労働の是正、年次休暇等の取得の促進に向けた取組を進める。</p> <p>9 新しい管理監督職の在り方については、引き続き必要に応じ協議を行う。</p>
--	--

10 フレックスタイム制(ねやがわ流)については、職場実態に応じた無理のない運用を行うこと。また希望しない残業については超過勤務として認め、手当を支給すること。

11 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。

12 メンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。全てのハラスメント防止指針の策定あたっては、被害者の立場に立ったものとし、ILOのガイドラインを参考とすること。

13 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。

14 子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診で受診できるようにすること。

15 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。

再任用・非正規職員について

10 フレックスタイム制については、必要に応じ、見直しを行っていく。

11 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用を図る。

12、13 労働安全衛生については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康的で働きやすい職場環境の形成を図る。ハラスメント防止指針については、国等の定める指針などを参考に策定していく。

14 子宮がん、乳がん検診などを定期健康診断で実施することは考えていない。

15 子の看護休暇については、現行どおりとする。

再任用・非正規職員について

16 再任用職員の賃金引き上げを行うこと。

17 定年退職者の再任用について、希望するすべての職員を任用すること。

18 フルタイム再任用者について5級以上で任用すること。

19 任期付短時間職員の賃金に経年加算を拡大すること。

20 任期付短時間職員について、賃金・手当・休暇などについて、均等待遇の観点から抜本的に改善を図ること。

21 会計年度任用職員の処遇改善を行うこと。また、夏期休暇を制度化すること。

16～18 再任用制度については、国の動向等を踏まえ、適正に運用する。

19～21 任期付職員及び会計年度任用職員の処遇については、改善に取り組んできたところであり、引き続き国の動向を注視し、社会情勢や近隣自治体との均衡も踏まえ、適切な制度運用に努める。